

認知症対応型通所介護 ひかり天神橋

指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 日光ハウジング（以下「当社」という。）が設置する認知症対応型通所介護ひかり天神橋（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は看護又は介護職員（以下「指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕従事者」という。）が利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、要介護状態〔要支援状態〕の利用者に対し、適切な指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活に必要な世話及び機能訓練等を行なう。

指定介護予防認知症対応型通所介護の提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。
- 6 前5項のほか、「大阪市指定地域密着型サービス」等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第27号）及び「大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年3月4日大阪市条例第32号）の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 認知症対応型通所介護 ひかり天神橋
- (2) 所在地 大阪府大阪市北区長柄西 2-12-19

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 本事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

事業所と従業員の管理及び業務の管理を一元化に行うとともに、法令等において規程されている事業の実施に関し尊重すべき事項において指揮命令を行う。又、管理者はそれぞれの利用者に応じて指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行うものとする。

- (2) 生活相談員 2名（常勤兼務 2名 常勤 名 非常勤 名）

生活相談員は、事業所に対する認知症対応型通所介護又は、指定介護予防認知症対応型通所介

護の利用の申し込みに係る相談・支援、他の従事者と協力して認知症対応型通所介護計画の作成、居宅介護支援事業者及び地域包括支援センター等の関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 看護職員又は介護職員

ア 介護職員 名（常勤 名 非常勤 名）

介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う

イ 看護職員 1名 准看護師 1名 看護師 名

看護職員は、利用者の健康状態を把握し、主治医や協力医療機関との連携を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名（常勤 名 非常勤 1名）

指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕従事者は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の業務に当たる。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。（12/30～1/3を除く）

(2) 営業時間 9時00分から18時00分までとする。

(3) サービス提供時間は、9時から18時の9時間。但し、必要に応じて時間延長（6:00～9:00・18:00～20:00）もできる。

（指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の利用定員）

第7条 事業所の利用定員は、12名とする。

（指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容）

第8条 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護の介護計画の作成

(2) 通所サービス

利用者を事業所に通わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

ア 日常生活の援助

日常生活動作の能力に応じて必要な援助を行う。

① 移動の介護

② 養護（静養）

③ そのた必要な介護

イ 健康のチェック

血圧測定、利用者の全身状態の把握等を行う。

ウ 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種訓練を行う。

①運動機能回復訓練

②口腔機能回復訓練

③レクリエーション

④グループ活動

⑤行事活動

⑥園芸活動

⑦趣味活動

⑧地域活動への参加

エ 食事介護

①介護提供

②食事の準備、後片付け

③食事摂取の介助

④その他の必要な食事の介助

オ 入浴介助

- ①入浴又は清拭
- ②衣服の着脱、身体の清拭、洗身の介助
- ③その他の必要な入浴の介助
- カ 排せつ介助
利用者の状況に応じて適切な排せつ介助を行うとともに、排せつの自立についても適切な援助を行う。
- キ 送迎支援
利用者の希望により、利用者の自宅と事業所の送迎を行う。

(3) 相談、援助等

利用者又はその家族に対して日常生活における介護等に関する次の相談、援助等を行う。

- ア 日常生活に関する相談、助言
- イ 認知症有病者である利用者の家族に対する相談、助言
- ウ 福祉用具の利用方法の相談、助言
- エ 住宅改修に関する情報の提供
- オ 医療系サービスの利用についての相談、助言
- カ 日常生活を営む上での必要な行政機関に対する手続き
- キ 家族や地域との交流支援
- ク その他必要な相談、助言
- ケ 時間延長サービス(介護給付・予防給付)

(指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の利用料等)

第 9 条 指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 126 号）によるものとする。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額（月単位）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 128 号）によるものとする。

3 食事の提供に要する費用については、590 円（税別）おやつ 105 円（税別）を徴収する。

4 おむつ代については、実費を徴収する。

5 その他、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

6 前 5 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

9 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、大阪市北区 都島区 旭区 福島区 淀川区 東淀川区とする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第 11 条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕を提供する。

（居宅サービス等の変更の援助）

第12条 利用者が居宅介護サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行う。

（サービス提供記録の記載）

第13条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕を提供した際には、提供日及び内容について、必要な記録を、利用者が所持する所定の記録書に記載する。

（通所介護計画の作成）

第14条 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕計画を作成する。

- 2 それぞれの利用者に応じた認知症対応型通所介護計画を作成し、利用者又はその家族にし、その内容等について説明し、承諾を得た上で、当該指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕計画書を交付する。

（衛生管理等）

第 15 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2 本事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じるものとし、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
- 3 事業所内は空調設備等により適温を確保するように努める。
- 4 管理者は従業者に対して衛生管理、又は食中毒及び感染症に関する研修を定期的の実施し、従業者が必要な知識を習得するための措置を適切に講じる。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 16 条 利用者及びその家族は指定認知症対応型通所介護又は指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意するものとする。

- 2 利用者は、事業所の従業者の指導により居宅生活の継続維持に努め、事業所においてサービス利用するときは他の利用者との共同利用の秩序を保ち、互いの親睦に努めるものとする。
- 3 利用者は、事業所においてサービスを利用するときは、共同利用スペースの清潔、整頓、その他環境衛生に協力するものとする。
- 4 利用者は、サービス利用を新たに追加、変更又は中止する場合は、サービス利用予定日の前日まで事業所に申し込むものとする。
- 5 利用者は事業所において次の行為をしてはならない。
 - (1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すること。
 - (2) 喧嘩、口論、泥酔等で他人に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 事業所の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に事業所若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。
 - (6) 他の利用者の不利益となる情報を無断で漏らさないこと
 - (7) 現金、貴重品の管理は自己の責任において行う。

（緊急時等における対応方法）

第 17 条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じることとする。

- 2 利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第 18 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者、又は火気・消防等についての責任者を定め年 1 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（苦情処理）

第 19 条 指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 20 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) そのた虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事務所従業者又は養護者（利用時の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第 22 条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わないものとする。

- 2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を第 16 条第 2 項の運営推進会議に報告する

（掲示及び介護サービス情報の公表）

第 23 条 事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を掲示する。

- 2 事業所は介護サービス情報を各機関・家族・地域住民等に公表するものとする。

（地域との連携など）

第 24 条 サービス提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により作成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 ヶ月 1 回以上、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(その他運営に関する留意事項)

第 25 条 事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 日光ハウジングと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。